

分譲住宅の売買契約をする際 建物価格より1%を割引
注文住宅の請負契約をする際 本体価格より3%を割引
分譲マンションの売買契約をする際 分譲価格より1%を割引
増改築（リフォーム）の請負契約をする際 見積価格より3%を割引

※上記について、キャンペーン・特別価格商品は除外されます。

※詳しくは、次の担当までお問い合わせください。

担当：大和ハウス工業（株）

本社 営業推進部

中部法人営業推進室（岐阜駐在）

主任 井上 徹

電話 058-274-1152